

## 国立大学法人群馬大学ゲストプロフェッサー称号授与に関する要項

平成 28 年 7 月 1 日 制 定  
改 正 平成 29 年 5 月 1 日  
平成 29 年 12 月 1 日  
平成 31 年 4 月 1 日  
令和 2 年 4 月 1 日

### (目 的)

第 1 条 この要項は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）におけるゲストプロフェッサーの称号授与について必要な事項を定めることにより、本学の国際交流の推進に資することを目的とする。

### (称号授与の対象)

第 2 条 ゲストプロフェッサーの称号授与の対象は、本学の国際交流の推進に寄与したと認められる者とする。

### (称号授与)

第 3 条 ゲストプロフェッサーの称号授与は、本学の学長、理事、副学長、各学部長、各研究科長、理工学府長、生体調節研究所長、総合情報メディアセンター長、医学部附属病院長、大学教育・学生支援機構長、研究・産学連携推進機構長、重粒子線医学推進機構長、未来先端研究機構長、国際センター長、数理データ科学教育研究センター長、食健康科学教育研究センター長、ダイバーシティ推進センター長又は事務局長の推薦により、役員会の議を経て、学長が行う。

### (称号の取消し)

第 4 条 ゲストプロフェッサーの称号を授与された者が、次の各号の一に該当する場合には、役員会の議を経て、学長が称号を取り消すことができる。

(1) 本学の名誉又は信用を傷つけた場合

(2) 前号に該当する場合のほか、ゲストプロフェッサーとしての適性を欠く場合

### (通 知)

第 5 条 ゲストプロフェッサーの称号を授与した場合又はその称号を取り消した場合には、文書にその旨を明記して本人に通知する。

### (事 務)

第 6 条 ゲストプロフェッサーの称号授与に関する事務は、国際課において処理する。

### (雑 則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか、ゲストプロフェッサーの称号授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

この要項は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。